

全軟野連発第 58 号  
令和 4 年 2 月 16 日

都道府県支部  
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟  
専務理事 小林三郎

野球用ヘルメット（捕手用を除く）の SG 基準改正及び改正後の  
SG 基準を満たした顎ガードつきヘルメットの使用について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、本連盟では、顎ガードつきヘルメットの使用については、SG 基準を満たした場合、使用を認めるとの解釈でございましたが、一般社団法人製品安全協会において、野球及びソフトボール用ヘルメット（捕手用除く）の SG 基準について、本製品が SG 基準の適用範囲に追加されたことを受け、使用を認めることと致します。使用にあたっては、下記をご確認いただきますようお願い致します。なお、本件は 2 月 1 日開催の本連盟理事会にて承認されましたことを申し添えます。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■使用を認める顎ガードつきヘルメット

- ・改正後の SG 基準を満たした顎ガードつきヘルメット

■注意事項

- ・改正後の SG 基準を満たした顎ガードつきヘルメットであっても、使用者等が不正な改造（使用上認められていないにも関わらずパーツを勝手に付け替えるなど）をしていたり、破損していたりする場合など、安全性を欠く場合には使用できない。
- ・顎ガードをつけることは義務ではなく、顎ガードのないヘルメット（SG 基準を満たしているもの）も引き続き使用できる。
- ・既に使用・保有している顎ガードのないヘルメットに、後から顎ガードを取り付けることは認められない。（ヘルメット本体の安全性が確認できないため）
- ・ヘルメットの使用にあたっては取扱説明書をよく読み、その内容に従って使用・管理を行うこと。特にヘルメットの耐用期間は 3 年であること、1 度でも大きな衝撃を受けたヘルメット（顎ガード部分への衝撃を含む）を再度利用することは危険であること、ヘルメットが外部から受ける衝撃の軽減を図るものであり全ての傷害を防ぐものではないということを理解のうえ、使用すること。

以上